

第二十八回国会 衆議院

公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録第三号

昭和三十三年四月四日(金曜日)

午前十一時七分開議

出席委員

委員長 南 好雄君

理事青木 正君 理事古川 丈吉君

理事松澤 雄蔵君 理事井堀 繁雄君

理事島上善五郎君

大村 清一君 高橋 禎一君

三田村武夫君 森 清君

井手 以誠君 久保田鶴松君

佐竹 新市君 森 三樹二君

出席国務大臣

出府政府委員

自治政務次官 中島 茂喜君

総理府事務官(自治庁選挙局長) 兼子 秀夫君

自治庁選挙局長(自治庁選挙局長) 兼子 秀夫君

総理府事務官(自治庁選挙局長) 兼子 秀夫君

局管理課長

委員外の出席者

総理府事務官 皆川 迪夫君

局管理課長 桜沢東兵衛君

本日の会議に付した案件

公職選挙法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一五〇号)

公職選挙法の一部を改正する法律案

(島上善五郎君外八名提出、衆法第一一一号)

○南委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の公職選挙法の一部を改正する法律案及び島上善五郎君外八名提出

出の公職選挙法の一部を改正する法律案を一括議題とし、質問に入ります。質疑は通告順により順次これを許します。

青木正君。

○青木委員 今回提出されました公職選挙法の一部を改正する法律案は、その骨子とするところは、第一点は、町村合併に伴って、府県議会議員の選挙区の問題について、町村合併に伴う町村の郡市の境界の問題等に關連する問題、もう一つの問題は、衆議院議員選挙における運動期間の短縮を中心とする問題等でありますが、私がまず第一にお伺いしたいことは、衆議院議員の総選挙の期間短縮の問題であります。申し上げるまでもなく、候補者の政見をできるだけ選挙民に徹底するためには、相当の期間を必要とすることは言うまでもないのでありまして、そういう点から申しますれば、期間はそのだけ長いことが望ましいというのではあるわけです。しかしながら、一方におきましては、衆議院の構成が解散によって新しく構成されるわけでありまして、できるだけ早く新しい衆議院の構成を作り上げたいということが望ましいことは当然であり、また、一面におきましては、選挙運動期間中選挙運動に携わる人の問題を考えますと、たとえば、前回の総選挙におきまして立候補者が一千十七名でありますか、一千名からの立候補者であり、その立候補者に伴いまして、たくさん

けであります。さらに、一人百名ということはないでありまして、百名とすれば、それだけでも一百万人ということになると思えます。それが一月も運動に参加すれば、三百万の人が動くということになるのでありまして、そういう面から申しますれば、できるだけ期間を短かくするというのも望ましいわけでありまして、しかしながら、これはどういふ点が適当であるか。政見をできるだけ有権者に徹底することに重点を置くべきか、また、運動期間を短縮して、むだを省き、また衆議院の構成を一日も早く成立せしめるといふことに重点を置くべきか、このかね合のい問題と申すのであります。そこで、政府が今回二十日に改正する提案をなさるに當りましての基本的事考を申しますか、どういふような基本的な考えで、この短縮という問題を取り上げたか、この点からまず承わっておきたいと思っております。

○郡国務大臣 選挙運動期間は、青木委員御指摘のように、一方では、十分有権者に、選挙民に納得するように、候補者が趣旨を徹底させる時間が必要である。しかし、一方においては、白熱し集中した状態の選挙運動というものは、可及的にこれを短かい期間に、そしてほんとうに政治が盛り上りまして、国民の胸に訴えるということが必要であります。これは今のお話にも触られたように思っております。普

通選挙以来今日まで、衆議院の選挙は二十五日間ということに相なっております。その間の交通、宣伝等の機関の発達というものは著しく変わって参りました。また、政党の活動というものが、きわめて活発に常時行われております。それから、普通選挙のときに、当初においては、御承知のように選挙用の封書だけを認めておいたのであります。その後、選挙公報初め、ことに終戦後における公営の範囲は著しく拡張して参った。これらの状況から考えますならば、二十日間というものも選挙運動期間として十分なものである、こういう基本的な考えに立ち、また、事務的に考えましても、いろいろな手續上支障なく行えるということ、そして、参議院議員の選挙その他の各種の選挙につきましても、期間がそれぞれ短縮して行われている現状から、衆議院議員についても、二十日間の選挙運動期間があれば、十分足りるものと考えておる次第でございます。

○青木委員 そこで、さらに進んで、選挙運動期間の過去における変遷と申しますか、わが国における選挙運動期間につきましては、たゞいま自治庁長官からもお話がありました。が、さかのぼって、ずっと前から今日までの選挙運動期間の変遷、並びに諸外国における選挙運動期間ほどの程度になっておりましたか。わかつておりましたら、選挙局長でわけっこうであります。御答弁願います。

○兼子政府委員 お答えいたします。

先ほど大臣の御答弁にもありましたように、衆議院議員の選挙につきましては、運動期間が二十五日となりましたのは、大正十四年に成立いたしました普通選挙法、昭和三年から実施になっております普通選挙法から二十五日になったのでございます。それ以前は三十日ということになっております。それから、大正十四年以後ずっと引き続いて参りまして、二十五年に公職選挙法の制定のときに、これが三十日になったのでございます。これは規定が三十日になったのでありますが、選挙は一回も実施されず、昭和二十七年の選挙のときに、法律で二十五年という規定が行われております。続いて現在に至っております。

それから、参議院議員の運動期間につきましては、終戦後、三十日前、それから公職選挙法でも三十日前でございますが、三十一年の法律改正によりまして、二十五日になっておるのであります。

それから、外国の点についてお尋ねでございましたが、イギリスは十八日前、フランスは二十一日ということになります。フランスは、日本と同じように事前運動の禁止をして、選挙運動の動き出すのは公示が完了してからでございます。これは二十日前でございます。それから、西独等におきましては、これは事前運動の禁止の規定がありませんので、どこからが

運動期間といふことはわかりかねるの  
でございますが、御承知のごとく比例  
代表制を一部採用しておりますので、  
党の名簿の決定は少くとも三週間前、  
それから個々の候補者の決定は少くとも  
二週間前でございますので、選挙運  
動は二週間と三週間の間という、二十  
日より若干少いということになるの  
ではないか、このように考えておりま  
す。

○青木委員 そこで、選挙運動期間を  
二十日に短縮した場合における立候補  
の制限、立候補の届出の最後の締め切  
りの問題、あるいはまた、選挙で氏名公  
示の問題、それから選挙公報の原稿の  
締め切りの問題であるとか、その他い  
ろいろ事務的な問題で、先ほど自治庁  
長官は事務的にも差しつかえないとい  
うお話であったのでありますが、具体  
的に、現行法のままにしておいて二十  
日間の期間で十分であるかどうか、そ  
ういう点について御説明いただきたい  
と思ひます。

○郡国務大臣 御承知のように、ただ  
いまの二十五日は初めの期間に若干の  
ゆとりを見ておりますから、このたび  
二十日にいたしましたも、まず放送の  
点を申しますと、経歴放送は現在にお  
おむね十回となっておりますが、地方々  
々によりまして必ずしも一律にいつ  
おりませんけれども、これを特に短縮  
することもしません。それから、  
政見放送につきましては、日本放送協  
会のほかに民間放送がそれぞれ発達し  
て参りまして、これを十分活用できま  
すので、政見放送にも支障はございま  
せん。立会演説会開催の回数につきま  
して、これは法律にもなるべく多く開  
催するようにという規定を設けており

ますが、その趣旨に合せて回数をあと  
う限り充実して参りまして、現在に比  
べて特に支障を来たすことはないと思  
えております。第四には、個人演説会  
の制限回数でございますが、これは現  
在法律で六十回という最高限を規定し  
ておりますが、この中におきます個人  
演説会は、これは個人々々の活動  
で、これも支障はないと思ひます。そ  
のようにいたしますと、選挙公報の発  
行手続につきまして、これはそれぞれ  
の選挙管理委員会から公報の原稿を提  
出してもらいます手続を、若干短縮し  
た方が安全かと思ひます。この程度で  
ございまして、事務的に何ら支障な  
く執行できるものであります。

○青木委員 現行法によりまして、解  
散があつてから四十日以内に選挙を行  
わなければならないということになつ  
ておるのですが、期間を二十日に短縮  
した場合に、告示前の事務と申しま  
すか、いろいろ選挙管理委員会等準備  
の必要もあると思ひますが、ぎりぎ  
り詰めたところ、解散してから告示ま  
で幾日あれば事務的に差しつかえない  
か、事務局で検討ございまして、伺  
いたいと思ひます。

○兼子政府委員 お答えいたします。  
解散から告示までの期間が幾日あれ  
ば事務的によろしいかというお尋ね  
でございます。これは、そのときの状況  
によつて違ふと思ひますが、大体選挙  
が予想されておりますような場合は、  
これは投票用紙その他の準備をいたし  
ておりますから、その間の準備は進ん  
でおります。全然全くわからない場合  
に解散いたしますれば、そういう準備  
の面の日数が若干要るわけございま  
すが、普通私とも考えますのに、選挙

準備もございまして、国会開会中の解  
散でございますので、議員が国へ帰つ  
て準備をされる日数を見ますと、少く  
とも最小限度五日か、一週間程度は要  
るんではなからうか。ただ、事務的に  
申しますと、先ほど申し上げましたよ  
うに、大体選挙が近いということにな  
りますれば、投票用紙その他の準備は  
いたしておるわけございまして、  
そういう面の準備は日数が少く済  
む、こういうわけでございます。

○青木委員 期間短縮の問題はなお問  
題がありますが、一応この程度にいた  
しまして、大臣もおいでになりませ  
んで、事務的な問題について質問をい  
たしたいと思ひます。  
それは府県議会の選挙区割の問題で  
あります。府県議会の選挙は、明年三  
月に二十六道府県、四月に二十都府県  
ということになっておりますので、府  
県議会側におきましては、一日も早く  
府県議会の区割を確定してくれ、こ  
ういう強い要望があるわけでありま  
す。そこで、全国府県議会議長会は、御承  
知のように、昨年からの府県議会の  
区割についての法律改正を強く要望し  
ておたわけでありまして、今回政府  
が提案をいたしました案と、それから  
府県議会議長会の要望して参りました  
案との相違点がありましたら、その点  
を承わりたいと思ひます。

○兼子政府委員 お答えいたします。  
府県議会議長会は、昨年の二、三月ごろ  
から、町村合併の結果郡の形状が変つ  
てきたので、選挙法の原則を要する必  
要があるのではないか、このような考  
え方のもとに、委員会を作つていろ  
ろ御研究になつたのでございまして、  
その委員会に私ども呼ばれまして、

いろいろな意見も述べたのでございま  
す。府県議長の案とどれだけ違うか  
と申しますと、考え方は一致してお  
ると見て差しつかえないのではない  
か。ただ、府県議会議長会は、現在提案いた  
しております法律案の考え方に若干の自  
由な面を持たしてくれというよう  
な、抽象的な趣旨の文言が入つておた  
のでございまして、これは法律案になる  
前の要綱の形の場合の議論でござい  
まして、ただそういう気分が文章に表  
れておつて、その点は、選挙制度調査  
会におきましても、選挙制度調査会  
の代表の方を参考人に呼びまして意見  
を聴取いたしましたところ、大体その  
考え方でいいという賛成意見がござ  
いました。根本的な考え方は同じでござ  
います。

○青木委員 そういたしますと、府県  
議会議長会も、この政府案でよろしい、大  
体了承していると承わつて差しつか  
えないですか。  
○兼子政府委員 府県議会議長会としては  
政府案の考え方でよろしい、このよ  
うに私ども承知しております。

○青木委員 今回の府県議会の区割の  
重点と申しますか、最も問題として取  
り上げられておることは、いわゆる郡  
の飛び地の問題であります。そこで、  
私どもの埼玉県で申しますと、埼玉  
九郡のうち六郡が分割され、いわゆる  
飛び地をなしておるわけでありま  
す。全国的に見まして飛び地という  
ものが一体どのくらいになっておるか、  
わかつておりましたら、お答え願いま  
す。

○青木委員 政府の提案説明によりま  
すと、飛び地につきましては、議員一  
人当りの人口の半分以下のところは必  
ず合区しなければならず、こうなつ  
ておりますが、それ以上のものは合区  
することができるといふような規定に  
なつておるのであります。できるとい  
ふことではなくて、むしろ、飛び地とい  
うものは、議員定数一人以上ある飛び  
地は独立の郡として認めるようなあり  
方、つまり必ず独立の区としなければ  
ならない、こういうふうなやり方  
もあると思ひますが、政府案  
は、そういう場合におきましても、合  
区することができ、こういうこと  
で、独立してもよし、あるいは他と一  
緒にしてよしというふうなことで、選  
挙の自由を認めてあるわけでありま  
す。その点はどういうお考えから出た  
ものか承わつておきたいと思ひます。

○兼子政府委員 郡の飛び地には小さ  
いものもございまして、半数以下の人  
口のものは強制合区の指定で、一人未  
満のところは、合区してもよろしい  
し、独立でもよろしいし、任意合区  
の規定になっておるわけでございます。  
これは現行法の建前が郡市の区域とい  
うことによつておりますし、また、事

たけれども、すぐ戻ることになつてお  
りますので、かわりに中島政務次官が  
出席いたしましたので、一応お知らせ  
申し上げます。

○兼子政府委員 現在郡市のうち飛び  
地を有する郡市の数は、郡の数で百四  
十七郡でございます。市は、飛び地と  
申しまして、ごくわずかな七市だけ  
飛び地があるわけでございます。これ  
は選挙区とは直接関係ないわけござ  
います。

○青木委員 政府の提案説明によりま  
すと、飛び地につきましては、議員一  
人当りの人口の半分以下のところは必  
ず合区しなければならず、こうなつ  
ておりますが、それ以上のものは合区  
することができるといふような規定に  
なつておるのであります。できるとい  
ふことではなくて、むしろ、飛び地とい  
うものは、議員定数一人以上ある飛び  
地は独立の郡として認めるようなあり  
方、つまり必ず独立の区としなければ  
ならない、こういうふうなやり方  
もあると思ひますが、政府案  
は、そういう場合におきましても、合  
区することができ、こういうこと  
で、独立してもよし、あるいは他と一  
緒にしてよしというふうなことで、選  
挙の自由を認めてあるわけでありま  
す。その点はどういうお考えから出た  
ものか承わつておきたいと思ひます。

○兼子政府委員 郡の飛び地には小さ  
いものもございまして、半数以下の人  
口のものは強制合区の指定で、一人未  
満のところは、合区してもよろしい  
し、独立でもよろしいし、任意合区  
の規定になっておるわけでございます。  
これは現行法の建前が郡市の区域とい  
うことによつておりますし、また、事

柄の実態を見ておきますと、郡が飛び地になつておりまして、郡として一つのまとまりを持っていて郡があるわけでありませう。そういう場合には、郡としての一つの選挙区ということが社会的に意義があるのではないかと、そういう考え方のもとに、飛び地の場合に、半数以下のものは強制的に合区しなければなりません。半数以上一人未満の場合は任意合区の制度によることとしたのであります。

○青木委員 任意合区の制度は、なるほど、見方によりましては、できるだけ府県の自主的な考え方によつてきめるといふことであり、町村議会議長会側あたりの言う、いわゆる幅を持たしてくれという観点からすれば、もつとも思ふのであります。しかし、半面におきましては、任意合区の制度はグリーンマンダー的な合区をする可能性も出てくるわけでありませう。そこで、任意合区の問題は、一面においてはいい点もありますが、一面においてはグリーンマンダーになるおそれもありますので、その点がどうなるか。府県の条例で定めることではあります、そういう点についての御検討を願つたかどうか、御答弁願います。

○兼子政府委員 任意合区の規定は、府県の条例にまかした場合には、実施上危険があるのではないかと御心配でございますが、現在の法制のもとにおきましても、人口数が著しく少ないところは合区できる。全部が半数以下の場合でも、任意合区の規定になっておるのでございます。これは、半数以下のもは強制的に合区させることが妥当であらうという考え方のもとに、現在の任意合区の制度を分けて規定した

ものでございまして、今までの実施の実績から見ますと、御心配は当らないのではないかと、このように考えております。

○青木委員 これは府県議員等でいろいろ心配している向きもあるのですが、議員一人当りの人口の半分以上のところは強制的に合区、それからそれ以上の場合、たとえば〇・六幾つというふうな場合には、つまり一人に満たなくとも、それを独立の選挙区として認めることができるかどうか。こういう問題は現実の問題として府県議員の方々がいろいろ法律の解釈上心配している向きもあると思ひますので、その点を明確にしておいていただきたいと思ふのであります。

○兼子政府委員 これは、先ほどお答えいたしました通り、現在でもそのような規定になっておるのでございませう。ただ、今回の町村合併の結果の措置による立法におきまして非常に心配が高まりましたので、地方において御心配の向きがあるかと思ひますので、いまありますが、制度といたしましては従来からあるものでございませう。でございますが、各都道府県において、実情に合うような形において条例が制定されるのではないかと、そのような心配はないのではないかと、こう考えております。

○青木委員 政府提案の三ページであります。第十五条第二項から第四項までを次のように改める。すつといきまして、その中に「前各項に定めるものの外、地方公共団体の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に關し必要な事項は、政令で定める」と規定されております。

○兼子政府委員 十五條の第八項に政令の根拠規定を置いたのでございませうが、これは「議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に關し必要な事項」でございまして、地方において御心配の向きがあるように私も聞いておるのでございませう。都道府県の議員全体の定数などを政令で定めるのではない。もちろんそれはそういうふうにお読みいただいております。おもうのであります。これは地方自治法で議員の定数をきめておられるわけでございます。この個々の、途中で市ができましたり、あるいは郡の境界が変更いたしました場合等におきまして、その場合の選挙区と、今までの議員がどの選挙区に所属することとなるか、そういう点を政令で規定するのでございます。現在も公職選挙法施行令の第四条以下にその規定がございませう。都道府県の議会の議員の選挙区の特例、あるいは議員定数の変更、都道府県の議会の議員の所属選挙区の変更、そのような現在政令に規定がございませう。その点を政令に規定することになっておるのでございませう。

○青木委員 なお、この区制案を拝見いたしますと、考え方の根本として、郡市の区分によるという従来の考え方の基礎に立つておられるようであります。昨日の自治庁長官の提案説明によりまして、現在の郡市の区域をそのまま都道府県議會議員の選挙区に規定する基礎的単位とすることができなくなりまして、つまり、郡市の区域は選挙区に規定

するが、この「必要な事項は、政令で定める。」現在考えられておられる政令の内容と申しますか、その点を伺つておきたいと思ひます。

の基礎的単位にすることができなくなつた、こういうこととお認めになつておられるわけでありませう。しかるにもかからず、この法律の建前は、やはり依然として郡市という觀念にとらわれておられるのではないかと、御承知のように、郡の区画というものは、現在では行政的には大した意味がないわけでありませう。それにもかからず、選挙法におきまして依然として郡の区画にとらわれておられる。郡市の境界がほとんど意味をなさなくなつたということを実際説明では述べておりましたが、実際には依然として郡市の区画にとらわれておられる。そこが何か矛盾するような気が持たれたのであります。今回の改正案におきましても、依然として郡市という行政区画にとらわれ過ぎておられるのではないかと、こういう考えがいたすのであります。その点についての御見解を承わりたいと思ひます。

○兼子政府委員 今回の提案におきまして、十五條を改正いたしました。郡の飛び地ができておられるのを処理いたしますこととしておるのであります。これは、大臣の提案理由に申述べました郡の区画によれないということをお認め、このような立法をいたしたのであります。ただ、しからば、郡市の区域によらないで新しいシステムで考えるべきではないかというお尋ねでございますが、郡市によらないということになりますと、市町村の区域をもつて選挙区を作るといふことにならうかと思ひます。こういたしますと、あまりにも自由になりまして、従来は、市町村の区域をもつて作ることにいたしました。満足するわけでございます。

○兼子政府委員 今回の改正によりませうが、一方具体的選挙区を作りませう場合に、よるべきものがないのではないかと御心配があるのございませう。それで、郡市の区域によることを十五條の一項で原則といたしますが、第四項におきまして、分断されている場合、飛び地の場合は「郡の区域とみなすことができる。」ということにいたしました。郡の境界線を使ひまして、郡のこの実情に合はなくなつた問題を処理する、こういう考え方でございませう。と申しますのは、市町村の単位で作るといふことにいたしますと、極端なことを申しますと、郡の一つの飛び地の中の——かりに三方町村あるといたします。その三方町村の一つづつをそれぞれ隣の選挙区に分けることも可能になるわけでございますが、そういうことは実情選挙に合わない。やはり飛び地は飛び地として一まとめで処理をすべきものではないかと。従来の沿革から見て、また社会生活の実態から見て、そうすべきではあるまいかという考え方のもとに、郡市の原則を生かすつづつ飛び地の処理をはかつたものであります。市町村単位で自由に作るということも一つの考えではございませうが、その考えはとらなかつたのでございませう。

○青木委員 今回の改正によりませうと、町村長の選挙に当りませうと小型の自動車の使用を認めようということになつておるのであります。町村合併に伴ひまして、大きな町村ができましたので、町村長の選挙に当りませうと小型自動車を認めることは最も適当と思ひます。同時に、町村議會議員の選挙に当りませうと、非常に広い区域になりますので、町村

の基礎的単位にすることができなくなつた、こういうこととお認めになつておられるわけでありませう。しかるにもかからず、この法律の建前は、やはり依然として郡市という觀念にとらわれておられるのではないかと、御承知のように、郡の区画というものは、現在では行政的には大した意味がないわけでありませう。それにもかからず、選挙法におきまして依然として郡の区画にとらわれておられる。郡市の境界がほとんど意味をなさなくなつたということを実際説明では述べておりましたが、実際には依然として郡市の区画にとらわれておられる。そこが何か矛盾するような気が持たれたのであります。今回の改正案におきましても、依然として郡市という行政区画にとらわれ過ぎておられるのではないかと、こういう考えがいたすのであります。その点についての御見解を承わりたいと思ひます。

○兼子政府委員 今回の提案におきまして、十五條を改正いたしました。郡の飛び地ができておられるのを処理いたしますこととしておるのであります。これは、大臣の提案理由に申述べました郡の区画によれないということをお認め、このような立法をいたしたのであります。ただ、しからば、郡市の区域によらないで新しいシステムで考えるべきではないかというお尋ねでございますが、郡市によらないということになりますと、市町村の区域をもつて選挙区を作るといふことにならうかと思ひます。こういたしますと、あまりにも自由になりまして、従来は、市町村の区域をもつて作ることにいたしました。満足するわけでございます。

○兼子政府委員 今回の提案におきまして、十五條を改正いたしました。郡の飛び地ができておられるのを処理いたしますこととしておるのであります。これは、大臣の提案理由に申述べました郡の区画によれないということをお認め、このような立法をいたしたのであります。ただ、しからば、郡市の区域によらないで新しいシステムで考えるべきではないかというお尋ねでございますが、郡市によらないということになりますと、市町村の区域をもつて選挙区を作るといふことにならうかと思ひます。こういたしますと、あまりにも自由になりまして、従来は、市町村の区域をもつて作ることにいたしました。満足するわけでございます。

長に小型自動車を選挙に認めれば、町村議会の議員の選挙にも小型自動車を認める必要があるのではないか。たとえば、オート三輪等についてみますと、現在農村等にも相当普及してあるのであります。非常な広い区域にわたって町村議会議員の選挙をやります場合に、オート三輪くらいは使用させてもいいんじゃないか、こういう議論もあるわけでありませう。町村長の選挙だけに小型自動車を認めて、町村議会の議員の選挙には小型自動車を認めない。この点につきまして、自治庁のお考えを承わりたいと思ひます。

○兼子政府委員 今回町村長の選挙に小型自動車を認めることについては、町村議員の選挙についても、これは認めないことといたしてございませう。その理由といたしましては、町村合併の結果、町村長の選挙の区域は拡大をした。また、町村長の選挙でありますので、候補者は比較的少数でございませうので、これは、全国的に見ましても、この自動車を認めることによつて、選挙運動手段の利用におきまして機会均等が害されることにはないと思ひます。ごさいませうが、広く町村議会議員について自動車を認めるということにいたしますと、全国的に見ますと、自動車の普及状況等から見ましても、自動車を全部平等に使えるかどうかという点もまだ心配がございませうし、また、選挙の実態が、町村議会議員はおのずから町村長より狭い区域で運動をされる傾向が強いと認められますので、これは町村長の選挙とは趣旨が異なるのではないかと、この判断のもとに、今回は町村長の選挙にのみ自動車を認めることといたしたものでございませう。

○青木委員 今回の改正によりまして、衆議院の選挙に当りまして、ポスターを五千枚から八千枚にふやそうといたしてございませう。その点はまことにけっこうであります。従来から議論のありましたことは、ポスターの枚数を画的にふやすことはどうか。人口というものをある程度考慮に入れて、人口に比例してポスターの枚数も多少増減すべきではないか。また、北海道のような広い区域になりますと、なかなか少い枚数では徹底いたしませんので、そういう面積の広狭と数とを考慮に入れてポスターの枚数をきめるべきではないか、こういう議論のあつたことは御承知のことと思ひます。今回の改正に当りまして、そういう点について御検討になつたかどうか。その点を承わつておきたいと思ひます。

○兼子政府委員 ポスターの枚数を、人口あるいはその選挙区的面積、区域の広狭によつて差別を設けるべきではないかというお尋ねでございませう。これは、私どももいたしましては、確かに、おっしゃる点が実際問題としてはあるかと思ひます。ごさいませうが、選挙法の上におきまして、そこまで分けて制度を考えますことは、運用の上におきまして間違いも一方において起しやすいのではないかと、この心配もございませうので、これは従来通り選挙の種類によつて枚数を画一的に定めることといたしたものでございませう。

○青木委員 次に、今回の改正によりまして、町村の選挙管理委員の数を三名から四名に増員いたそうとしております。このことは、選挙管理委員会の多年の要望でありまして、このことを認めることにつきましては、私どもも賛意を表するのであります。選挙管理委員会にさらに強く要望して参つておられます問題は、選挙管理委員会に専任の職員を置いてもらいたいという問題と、それから選挙管理委員会の事務局の設置の問題。御承知のように、今回、町村におきましても議会の事務局を設置することができるようになり、自治法の改正をいたすことになつたわけでありませうが、選挙管理委員会につきましても、事務局を設置するという強い要望があるのであります。この問題につきまして、自治庁といたしましてはどういうお考えを持っておりますか、お答え願ひます。

○中島政府委員 ただいま青木委員のお尋ねの点は、私どもも強く陳情を受けておつたのでございませう。従いまして、今回の地方自治法の一部改正をいたす際にも、そういう御意見等があつたのでございませうが、自治庁といたしましては、地方の行政機構がなるたけ複雑化しないようにという原則にのっとりまして、政府といたしましては、その改正を今回は考えなかつたわけにございませう。

○青木委員 社会党から提案されておる改正案によりまして、期間は現行のままとして、立会演説会の回数を七十回以上にせよ、こういう改正のようであります。私、昨日立会演説会の開催回数についての資料をお願いいたしておつたのであります。それはまだ参つておりませんが、期間が二十日に短縮された場合に、どれくらい立会演説会が可能であるか、また、前回の総選挙における立会演説会の状況と比較いたしまして、どの程度まで可能であるか、そういう点がおわかりでありましたら、お答え願ひたいと思ひます。

○兼子政府委員 立会演説会の回数につきましては、資料はただいま作成中でございますので、次会に御配付申し上げたいと思ひます。

現在、立会演説会は、各選挙区の平均で見ますと、四十五回程度になつております。と申しますのは、一、三十回の一・五班という計算が大体実績でございませうので、それをもとにしておるわけにございませうが、前回の実績は若干これを上回つておるのでございませう。府県によつて、面積の広狭によつて、立会演説会の回数というものは多少があるのでございませうが、大体三十回を基準にいたしまして、全国的に見ますと、選挙区当り四十七回ないし四十八回程度、それから、一、班の開催回数は、三十回のおれわれの見込みに對しまして、二十八回程度、これは府原の多少によりまして、こういう数字が出るのであります。一、班三十回、一、五班四十五回の計算に對しまして、一、班二十八回、それから一選挙区当り四十八回程度の数字が出ておるのでございませう。

それから、今回の運動期間の短縮に伴つて、どう影響するかというお尋ねでございますが、従来告示になりましたので、早く立会演説会をやつておりましたので、これは、立会演説会の実施の繰り上げをはかりませうことによつて、大体従来通りの回数を維持できるのではないかと、また、従来日中等にやつておらない面もございませうので、回数等は短期間に集中的にやることにいたしまして、これは前回の回数程度は維持できるのではないかと、このように考えます。

○青木委員 それから、選挙運動期間を短縮する一つのねらいと申しますか、効果と申しますか、それは選挙費用をそれだけ節約できるという点があるわけでありませう。そこで、現在の選挙運動の費用の基準に関する法律に關連いたしまして、選挙運動期間の短縮に伴ひまして、あの法律を改正する必要があるのじゃないかということが、一応常識的には考えられるのであります。その点についての自治庁の見解を承わりたい。

○兼子政府委員 選挙運動の法定費用の規定を改正すべきではないかというお尋ねでございます。運動期間が短縮になりますと、一見その数だけ費用が軽減されるのではないかと、この趣旨でございますが、運動はその間に集約的に行うことになるだらうと思ひます。それから、なお、今回ポスター、はがき等の枚数を増加いたしておりますので、その間の経費の増高もあるわけにございませう。そういう趣旨からいたしまして、今回は、運動の費用につきましては、法定費用の最高制限額でございませうので、これはそのままに据え置くことにいたしたものでございませう。なお、参議院の前回の改正におきましても、法定費用の規定については据え置くことにいたしたものでございませう。

○森(三)委員 閣下して、さつき兼子さんが、青木委員の質問に対する答弁で、従来大正十四年の法律でもつて二十五日と定められた、そ

して昭和三年にそれを実施して、昭和二十五年まで二十五日で行ってきた、こういうような答弁をされましたね。私の記憶では、終戦直後の選挙はたしか三十日だったと思うのです。自分も、終戦直後の選挙をやった、三十日という記憶があった。今法制局に調べさせましたら、昭和二十一年三月九日付の詔書で、

朕帝國憲法第四十五條並ニ衆議院議員選挙法第十八條及昭和二十年法律第四十二號衆議院議員選挙法中改正法律附則第三項ニ依リ昭和二十一年四月十日ヲ以テ衆議院議員ノ総選挙ヲ行フコトヲ命ス

御名御璽

となつて、年月日は昭和二十一年三月九日となつておる。その横に（官報三月十一日）となつておる。これは二十一年三月の「法令全書」に載つておるが、今法制局の人の話では、三月九日に告示になつたとすれば、選挙運動期間は三十一日だ、三月十一日だとすると三十日だというような見解を述べておるのですが、私は、終戦直後の昭和二十一年の選挙は確かに三十日だったと思つておるのです。それから、昭和二十四年一月に行われた選挙は、法制局の調べでは、選挙運動期間は二十六日になつておるのですね。それから昭和二十七年十月の選挙も選挙運動期間は二十六日になつておる。私どもは、実際に選挙をやったものの経験からいって、二十五日になつたときに、すでにいささか短縮されたという感じを持つておつたから、大事をとつて調べさせたのです。だから、兼子さんのさっきの御答弁は、その範囲において間違つておる。もう少しよくお調べに

なつて答弁される必要があると思つたので。

○兼子政府委員 運動期間のお尋ねでございますが、これは終戦後の二十一年の三月十一日の官報に出ておる。三月九日付であります。これは、占領期間中で、最高司令官から四月十日に総選挙をやれ、こういうダイレクティブが出たときのことだと思つてございませぬが、法律の方はやはり少くとも二十五日前に告示しなければいけません。でございませぬから、その後の選挙でも二十六日あつたのではないかと、うお尋ねでございませぬが、少くとも二十五日前でございませぬから、二十六日あつた場合もございませぬ。法律の建前は、二十五日前ということ、先ほどお答え申しましたように、大正十四年の法律から終戦後もその原則のままに参りまして、昭和二十五年の公職選挙法で、参議院と同じく、少くとも三十日前に告示しなければならぬ、このように改正されたわけでございますが、衆議院の選挙につきましては、その規定によつて総選挙が行われることな

く、昭和二十七年にまたその規定が改正されて、少くとも二十五日前に告示しなければならぬという規定に改められて、二十七年の総選挙が行われておるのであります。

○森(三)委員 あなたの答弁を聞いておると、法律は二十五日前に告示しなければならぬということになつておる。法律の解釈だけの答弁を青木さんの質問に対してしたのですか。実際の選挙運動期間はこの法律を適用して二十六日の場合もあつたとか、あるいは三十日の場合もあつたということに

は、あなたはさっき言及されなかつたのであります。

○兼子政府委員 先ほどの私の答えは、法律の建前のつもりでお答えしたのでございませぬが、実際の選挙運動は、告示されまゝと選挙運動が始まるわけでございますので、少くとも二十五日前に告示をしらうという規定の場合には、運動期間は一日延びるわけでありませぬ。ごく最近の選挙におきましては、中二十五日で選挙が行われておるわけでありませぬ。

○森(三)委員 そうしますと、あなたは法律の建前だけの答弁をしたのであつて、実際の選挙運動期間については調べてなかつたのか、それとも答弁の必要がないと思つて答弁されなかつたのか。法の建前だけでは答弁が足りないのではないかと申すのです。実際の選挙運動をやつた期間がものを言つたのであつて、選挙運動期間を二十五日以上を設けなければならぬとなつておれば、二十六日の場合もある、二十七日の場合もある、あるいは三十日の場合もある、あつたという現実の答弁がむしろ必要であつて、青木さんが聞かれておるのも、単なる法律の建前ばかりではなからうと思つた。現実には選挙運動をやつたことが、今度は二十日にしようとしておるのであつて、われわれは従来の二十五日案を支持しようと思つたのだが、実際の選挙運動をやつた期間というものが、本委員会におけるところの審議の重要なポイントだと思つたのですが、そこを一つ詳細に答弁してもらいたい。

○郡國務大臣 御承知のように、普通選挙前は、非常に長い期間選挙運動期間に當てておりました。そして、それ

が、普通選挙になつて、ようやく少くとも何日という大体それに合わせるようになってきております。おそらく、政府委員が申されたのは、最近の实例を申し述べておるのでございませぬ、その間御指摘のように一日、二日多いような例もございませぬ。これは御指摘の通りであります。詳しいことはまた政府委員から申します。さうでありませぬが、とにかく、法定いたしました期間というものは、その間に選挙運動が實際可能なような状態において日数を見ておりますので、近ごろにおける状況を申し述べ、また、先ほど私が申し述べましたように、このたび十日にいたしました、充実した選挙をいたしますならば、これをもつて十分だということを先ほど私が申し述べた次第であるのでございませぬ。実際につきましては、政府委員からさらに申させることにいたします。

○兼子政府委員 重ねてのお尋ねでございますが、二十一年の総選挙は、最高司令官のダイレクティブの関係で、いわば選挙期日が早めに予告されたこと申しますか、決定されたのでございませぬ。そのときは、二十一年の三月十一日に官報に掲載されて、公示の日には三月九日でございます。三月九日、十一日の官報に出て、四月の十日に選挙が行われたのでございませぬ。これは法の建前は少くとも二十五日という規定によつておるわけでありませぬ。選挙の実際はそういうことになつております。九日から四月十日でございませぬから、中三十一日でございます。

それから、二十二年の選挙におきましては、二十二年の三月三十一日に公示の詔勅が出まして、四月二十五日に選挙が行われております。これは中二十四日でございます。それから、二十四年の選挙におきましては、一月の二十三日に選挙が行われております。中二十六日でございます。それから、二十七年の総選挙は、九月五日に公示されて、十月一日に選挙が行われております。中二十五日でございます。二十八年の総選挙は、三月二十四日に公示されて、四月の十九日に総選挙が行われております。中二十五日でございます。前回と同様であります。それから、三十年、前回の総選挙は、二月一日に公示されて、二月二十七日に総選挙が行われております。これも中二十五日でございます。以上でございます。

○森(三)委員 それで大体わかつてたわけなんです。が、告示になつてから投票日までというのが選挙運動の實際で、それで今日まで来たんでしよう。あなたは「中」「中」ということをよく言われますけれども、そういうことからいきますと、この二十日という問題が適當であるかどうかという問題は、過去の選挙の実績を十分に勘案しなければならぬと思つた。先ほどのあなたの答弁を聞いておると、とにかく従来は二十五日で行つてきたんだというようない一般的答弁をされておりましたが、その点をもう少しはつきりしてもらいたかつたので、私はあなたに重ねてお尋ねしたのであります。

○南委員長 島上善五郎君。○島上委員 今回の改正案についていろいろ御質問したのであります。さきよりは十二時半という申し合せでございますから、十二時半までその質問

したい事項のほんの一部について御質問申し上げます。

私どもは、選挙法を改正する際には、その建前として、公営をなるべく拡大する、そして候補者の負担する選挙運動の経費を節減するようにする、こういう考え方の上に立って改正すべきものであって、すなわち、別の言葉で申しますならば、政策を選挙民に訴える機会をなるべく多くする、これを選挙民の側から見ますならば、政策を聞く、あるいはそれを理解する機会を多くする、そして人物の紹介の機会も多くする、こういうふうな考え方の上に立って改正すべきものであって、かりにも現職議員が自分に都合のよいような考えを持って改正するとすれば、これは改正ではなくて改悪なんだ。今度の政府案に対しては、一般の世論は、現職中心の考え方の上に立っている、公営の拡大に逆行して公営の縮小である、新人の進出の道をふさぐものであるというふうな批判がなされている。私もそうだと思うのです。期間を二十五日から二十日間にすること、これは、その分だけ経費が少くなるといういは言うかもしれない。先ほどの答弁では、二十日間にしても、立会演説その他は現行と変りないと語っておられます。私はだんだんと実例をあげて質問いたしますが、これは大へんごまかし答弁であって、事実を拡大するとうでない。私は、まず公営を拡大するということ、新人に進出の道を開くということ、現職中心というふうな考えに立たないということ、こういう私どもの考えに対して、基本的に自治庁長官はどうお考えになるか、それを最初に伺いたい。

○都国務大臣 選挙というものが、いかなる人にも、またいかなる種類の者に対して、特に有利であったり不利であったりすることは、選挙の性格上許されないことである。従いまして、このたびの改正におきましても、衆議院議員の選挙については、はがきの数をふやすとか、また有権者の立場に至っては不在者投票を簡便にするとか、あらゆる方法を講じまして、有権者の側の便宜をはかろうといたしておるのであります。

公営の点につきましては、私はこう考えております。さらに拡張すべきものがあるれば、もちろん考えてよろしいと思えますけれども、私が選挙事務を扱うようになりましてからでも、その前は、先ほど申しましたが、無料郵便物としては選挙人一人につき封書一通出すだけでありました。ところが、昭和九年に初めて選挙公報がで、公立学校の設備の使用による演説会開催の公営ができ、二十年に入りまして新聞広告、そのほか立会演説会、放送、あらゆる種類のものがございまして、現在のようになつてきております。日本の国の公営というものは、私どもを独断いたしません。これはいろいろの側から考えなければいけません。ややフリーな選挙の機会を与える点に、むしろ少し足りない点があるのじゃないだろうか、こういうふうな気もいたします。しかし、それを、私は、簡単に、だからどうということの中すわけではありません。公営というものは私がかんがひる程度に日本の国は充実してきておると思っています。

そういう点から考えまして、これはいろいろの点がございまして、今度は必要な最小限の改正にとどまりましたけれども、あまりいろいろな制限が多過ぎるという点を、あるいは選挙制度調査会あたりで考えなければならぬ。これは、立場ということではなく、あらゆる政党が一緒に一つ御検討を願いたい問題だと私は思っております。そうして、選挙に立ちます場合に、公けの候補者が選挙民にある程度口ごらから名前を知られ、またその人の業績がわかっておるといことは、これは候補者として有利な点でございましょう。しかしながら、仰せの中にございまして、新人というふうな立場の人でも、いやしくも、公けの選挙、衆議院議員のような最も国民の注目しておる選挙に立たれる人は、何らかの意味で、あるいは組織を通じて有権者のつながりを持つておるだろうと思っております。従いまして、これがこのたびの改正でそれらの方に不利を及ぼすというふうな点は、私は考えられないことだと思っております。

○島上委員 ただいまの答弁はいろいろの問題を含んでおりますが、私は、選挙法というものは、選挙に立候補する者、あるいは選挙運動をする者の側からのみとなく考えがちであると思う、これはどういふ間違っていると思うのです。選挙運動を受ける選挙民、国の主人公の側を最も重視しなければならぬと思う。今の御答弁によりますと、少くとも、衆議院に立つような人は、あだんから何らかの形で名前が知れておる人であるし、知れておることが必要である、こう言っておりますけれども、そうとは

限らぬ。ほんとうに選挙に臨む、政策を訴える、あるいは候補者としての人物を紹介し、披露するのは、選挙運動の期間だけでありまして、選挙運動期間以外にも一般に党の政策を訴える機会はありませんけれども、しかし、選挙、投票、候補者、政策、こう関連させて選挙民が理解しようとする機会、あるいはそれに積極的な関心を持つ機会というものは、選挙運動の期間でありまして、事前運動を御承知のように今日禁止しておる、あるいは著しく制限しておるといふのも、そこに意味があるのです。ですから、選挙運動の期間、すなわち選挙に臨む政策、候補者としての人物、これを広く選挙民に浸透、理解せしむるためには、選挙運動の期間ではない。先ほどの御答弁にもありましたように、かつては三十日であった。それを二十五日、今度は二十日にしよう、こういうのです。この二十日を二十日にするというのは、政府ではさげないような格好で出しておりますけれども、私はそうではないと思っております。というのは、この法案を出すまでに、与党の間にはいろいろ議論があつたことが新聞に報道されておる。その中で、立会演説会を廃止もしくは廃止に近い状態にしようというかなり有力な意見があつたことは、事実であります。それから、トラックを廃止しよう、これに伴つて街頭演説も廃止しよう、こういう意見があつたこと、これは事実です。その反面、個人演説会は無制限に野放しにやらせよう、だからこつちの方は制限もしくは廃止に近い状態にしよう、こういう有力な意見がある。しかし、そういうことを

同時に今度の改正に際して出したのは、世論の反響も強いし、野党の反対のために国会通過がむずかしい。そこで、立会演説会及び街頭演説会の廃止ということは今度はやめにして、二十五日を二十日に短縮した。それは簡単じゃないか、こういうふうな顔をして出して参りましたが、私はそうではないと思つて、二十五日を二十日にすることによって立会演説会はやめよう、街頭演説会はやめようという目的を、三分の一ぐらひは達しておると私は思う。二十日になつても立会演説会の回数は実質的には変らぬ、兼子君がそういう答弁をしておりましたが、これは大へんごまかしです。二十日にしまして、二十五日の場合も同様ですが、最初の三日ないし四日はできない。最後の一日は少くともできない。あるいは二日はできない。おそらく、選挙管理委員会がどんなに努力をしても、最初の三日、最後の一日ないし二日はできないと私は思う。候補者の届出があつて、初めて、立会演説会の班別編成とかあるいは演説会の氏名揭示とか、そういう準備に着手するわけですから、今度の場合、大よそ解散が予想されました。どんなに手回しをよくしても、最初の三日ぐらひはできない、最後の一日もできない、こうなりますれば、東京の場合を例にとりまして、立会演説会が十五回少くなる。街頭演説会は、私どもは終盤戦ごろになれば一日二十四回やる。五日短縮することによって百回少くなる。これはわれわれにとつても大へん都合なことですけれども、選挙運動を受ける国民にとつてはなお不都合なこと



選挙運動を受ける機会がそれだけ少くなるということです。個人演説会は自由になるからいいじゃないかというところでありませぬけれども、とにかくこのごろは演説会の入りが少なくなって参りました。個人演説会というものは、たとえば松澤君なら松澤君の個人演説会となれば、その八割ないし九割は、松澤君を支持する人、好意を持っておる人、演説を聞かなくても投票するような人です。これは、あまねく政策を訴えて、一般の選挙民に、政策の批判なり理解なりの上自由にして公正な投票をさせようとする目的には遠いものがあります。個人演説会は立会演説会にかわるべきものじゃないのです。こう考えますならば、今度の五日間の短縮というものは、立候補する者、運動する者、特に新人にとって大へん不都合であるばかりでなく、選挙運動を受ける国民にとっても、大へん大きな制限になり制約になると思うのです。これは明らかに公営と逆行です。長官はどのようにお考えですか。

○**郡国務大臣** 島上さんの言われる点にも非常に共鳴するところがあるのですが、私は、先ほども申しましたように、選挙運動というものは、その時期に非常に白熱した運動があり、同時に、政治教育と申しますか、そういう面での進歩もあるのですから、それが非常に大事な期間であることは間違いないと思います。しかし、それが、実際今御指摘のように、従来やっておりますところでも、大体全園をおしなべますと、立会演説会を開きます日数は十六日くらいとなっております。東京はやればもっとやれると思えます。これは私東京で聞いてみたことがあります。

す。東京は別なんだからうんと活発にできるであろう。しかし、人を寄せます人の寄り合や何かで、そうはやたらにはできぬ、そう多くはできぬ。これもございませぬ、しかし、東京というような大都市にして、かつ選挙区が集約されておるところについては、また一つの考え方はあろうと思えます。しかしながら、全部が集約してやり、かつ選挙管理委員会が例の班別をきめます期間は、御承知の通り前々から準備しております。その準備をできるだけ早くすれば、立会演説会の開催というものが、今までよりも、初めの幾日か間があつたときよりも、もっと早く始めることができる。そうしたことは私は今の状態で可能だと思えます。しかし、あつしやるところの骨子である、有権者の立場をよく考え、有権者がよく候補者を知り得る機会、そういう意味で立会演説会を使わなければいけませんし、今度はがきを増しました点についても、ある程度そういう意味があると思えます。そういう意味合いで、余談を申し上げて恐縮ですが、たとえば、参議院全国区の選挙は、有権者に候補者を知る機会がどうしても与えられない選挙ですから、これを改正することについて、島上さんのような選挙をよく知っておられる方に、島上さんの方の党をよく説いていただきたいのです。参議院の全国区というものは、どう考えても有権者が候補者を知らぬ。これは選挙運動にならぬと思う。ですから、選挙運動期間というものをできる限り充実する。その場合は、ほかの行事が妨げられましても、その期間は、選挙の争いと申しますか、そうしたものに集中する期間であつて、そうなれば、二十日というのには割に充実した期間じゃないだろうか。候補者にとつても有権者にとつても、そういう工合に私は考えるのであります。

○**島上委員** 準備を十分にすれば今までより早く立会演説会ができるとおっしゃいますけれども、私は、今の選挙管理委員会の機構、予算、力等から考へて、しゃつちよこ立ちをしてやつても、一日短縮することができれば精一ぱいだと思つて、そんなに短縮できるものじゃないと思つて、立候補の届出をして、それからなければ候補者の氏名がはつきりわからぬのですから、印刷も班別の編成もできないのです。そんな短縮できるものじゃないのです。今のこの場所における答弁としては、兼子君のような答弁もできるかもしれないけれども、実際の場面になると、そうはいかぬ。この前の法律改正の際に、立会演説会の開催については、事情の許す限りその回数多くするように努めなければならぬ、そういう改正を野党一致して入れました。立会演説会を多くしようというところは、全く与野党一致の意見だと思つて、ところが、この法文を新たに加へても、実際はどうかという、ふえてないのです。それは、今言つたように、現在の選挙管理委員会の機構、力関係あるいは経費といったようなものもあるし、選挙管理委員会の中にはあまりたくさんやりたくないというような者もあるだろうし、いづれにしても、そういう法律改正をしたにもかかわらず、実際はふえていない。今度二十日になりまして、前後の期間を短縮してなるべく多くやるようにしようとい

言ひましても、今度一回だけはあるいは一生懸命やるかもしれないけれども、この次からはするようになっていきまして、私が言つたように、正月五日間、東京で十五回立会演説会が少なくなることになると思つて、こういうふうな、公然たる運動期間において公然たる運動の妨げをしますれば、その結果として何が生まれてくるか。裏面の運動が盛んになる、事前運動が盛んになるということなんです。現在の選挙法は全くさる法でありまして、少し頭をしぼつて考えれば、法に違反しないすれすれのところでやれることが幾らでもある。金があれば幾らでもやる方法がある。そういう金を多額にかけた悪質の事前運動、しかも法律にはすれすれで抵触しないという選挙運動期間中の裏面の運動というのが盛んになつて、これは公明選挙を希望するわれわれや国民にとつては大へんな改悪だと思つて、これは、簡単に、期間が五日短かくなつた、これはむしろは楽しい、経費が少くなつたというものではないと思つて、個人々々の都合からいへば、あるいは、社会党の中にも、五日短かくなつて私は楽になつていいということを言う人がいないとは限らぬ。しかし、選挙というものの建前からいへば、大へんな改悪だと私は考へる。今でも悪質な事前運動が盛んに行われている。このことについてもだんだん質問をしますが、こういうような金をかけた悪質な事前運動が盛んになる、あるいは、選挙運動期間中、法すれすれの表面に現れない運動が起つてくる、こういうような弊害に対してはどうお考えになるか、あるいはこういうよう

な弊害に対して防止することの手をお考へになつていかうか。

○**郡国務大臣** 第一の点は、立会演説会の回数のことです。これは、全園を見ますと、一選挙区ではかなりの回数開きますけれども、現実の問題は一候補者当りについて考へる方がよろしいと思ひます。これは全国的な概算でありますけれども、一候補者当り二十八回になる。これに比べて、東京は、島上さんの御指導のよい六区は、さすがに三十四回で東京が一番多かつたのですが、しかし、三区あたりになります。これが、私先ほど申しました、東京はもつとできるはずだという気持を持つところでありませぬ。これらについては、またいろいろと御協力を願うべき点があるのでありますが、立会演説会の回数はできるだけだけふやしていかなければならぬ。私はあの行為は工夫をこらしていけば十分にやつていけると思ひます。今のところ、会場の用意や場所の選定等で、まだまだ技術的に改善を要するものがあるように私は考へております。それから、見方によりましては、やや大胆なものの言い方になるかもしれませんが、立会演説会のと等は、あまりに法律に違反してはいけないという方にばかり管理委員会摘のように、有権者のために多くの機会を与えるという方が欠けておるんじゃないか。これは私もまたいろいろと研究をいたさなければならぬ点であります。ともかく、立会演説会というものは、私はある程度充実していくことができるものと思ひます。さらに悪質な運動という点について

おっしゃいましたが、事前運動というものは既に取らなければならぬものであり、また、その点につきましては、私も、検察庁、警察庁の方と絶えず正しい選挙の執行ができるように協議もいたしております。その点で、私考えますのは、政党の政治活動は選挙運動期間の前でも非常に自由になつておるが、候補者個々については選挙運動期間に入って初めて運動が許される。ここに、私は、政党の政治活動というものが、たゞいまよりもっと活発に国民に対して自党の政策その他について訴えるべき点があるのじゃないかと思つて。現在の制度はそういう意味合いでかなり備わつておるのじゃないか。しかし、私は思つて。選挙運動ことに事前運動というものの違反等につきましては、イギリスの選挙の公正の経過から見ても、よほど強く対策を講じていかなければ、ものがよくなつて参らない。しかし、その点につきましては、法務大臣なども深い関心を持っておられますので、関係当局とよく協力もいたし、また私の方も主張すべきことは主張したいと思つて。す。

○島上委員 立会演説会を廃止しようとか廃止に近い状態に縮小しようという、かなり強力な意見が与党たる自由民主党の中にありましたが、長官は、それとは反対に、立会演説会はなるべく多くすべきものであるというお考えのようです。私も、社会党として、事情の許す限り立会演説会の回数を多くするように努めなければならぬ、こういう法律では不十分だから、この中に回数もはつきり入れるべきであるというふうな考え方を持っておりますが、考え方としては、私どもと同じか、それに近いような、つまり立会演説会の回数をなるべく多くしようという点においては、長官もわれわれと同じ考えをお持ちである。すなわち、与党の中に有力にあるところの立会演説会をやめようという考え方は違ふ、こう理解してよろしいのですか。

○郡国務大臣 私は、現行の法律で規定しておりますことは、十分意義のあることであり、それを立てて参るのがほんとうだと思つておられます。ただ、島上さんが今言われましたように、私、きのう御提案の理由を聞き漏らして残念に思つておるのでありますが、法律で何十回ときめてしまひましたら、ものの動きがつかまへないので、今の法律が不備だと思つておられるけれども、これはやっぱり今の法律の方がいいんじゃないだろうか、これは、それぞれの選挙管理委員会が、それぞれの選挙区の事情、候補者の数等とにらみ合せて考えるべきものだ、その運用でよろしきを得させていくべきものだと思つておられます。

○島上委員 選挙民のことも考えて立会演説会をなるべく多くやろうとすれば、私は現行法の中でもやる方法は幾らもあると思う。もちろん、それには、現在の選挙管理委員会の機構を強化する予算をもつとふやすといったようなことも必要ですけれども、たとえば、大都会地などでは、これは東京と限りませんが、都会地では、土曜日は、日曜日の昼間二回ないし三回やるということも可能ですし、街頭における立会演説会をやることも可能です。街頭などは、特に、トラック一台持つていって、拡声機を持っていき、候補者の氏名を掲示するような方法を講じてやれば、簡単にできる。私は立会演説会をなるべく多くしようとする必要であると思つておられる。この法律の精神をほんとうに生かそうとすれば、もつとできると思つておられる。七、十回が妥当であるかどうかという議論は別にいたしまして、少くとも最低の回数を入れれば、三十回のところもあれば、十九回のところもあるといったような、極端な開きができてくるわけです。私は、立会演説会については、もつと本気になつて、たくさん回数をやろうという方法を考えなければならぬと思つておられます。

そこで、今事前運動のことについてお答えがございましたが、先般、自治庁、警察庁と法務省ですが打ち合せをして、事前運動の取締りを厳にするという通牒を出されたようであります。現行法でももちろんある程度事前運動の取締りはできます。しかし、現行法では、私は、きわめて不十分であり、不完全だと思つておられます。悪質な事前運動を絶滅するためには、法律を少し改正する必要があります。こう考えます。今度の改正には、政府提案で出されておられますが、かりに、今度の改正は、期間が短かいということを頭に入れて、それを前提として、短かい期間に通すということを出したか、もしもそれじゃなくても、現行法では、事前運動、特に悪質な事前運動を取り締るに不十分である、こういう点を近い将来に改正しなければならぬとわれわれは考えておられます、できれば本

国会でも改正しなければならぬと考へておられますが、この点に対して長官はどのようにお考えになつておられますか。

○郡国務大臣 これは私の非常に素朴な考え方もありませんが、私は、現在の選挙法に非常に多くの罰則を設けておられるが、その選挙があまり十分にできておらぬのじゃないか、あるいは、従来はあつた取締り規定でも、ものによりましては整理することもできましようし、また新しいものを加えるという必要もあらうかと思つておられます。この点につきましては、私も選挙法を扱う者として関心は持つておられますけれども、さらにより直接な取締り当局のあることをごさいますし、従来も、いろいろな意味合いで、調査会、審議会等の議を経ておりますけれども、そうした機関において、何らか、運動の取締りを申しますか、そういう面からの考え方を一つまとめてみる必要があると思つておられます。この点については、私今多くの知識を持っておりませんが、私今多くの点については、何と申しますか、こういうところから、選挙法としておられますときから、選挙法というものを大きい目で見直すべき時期もきているんじゃないか。そういう際には御指摘のような点も十分取り上げて考えるべきである。しかし、その前には、公平な審議機関等において、ある程度時間をかけてでも練つてみたい、こう考へておられます。

○島上委員 時間がありませんので、あと一点だけきよう質問して、その他は保留しておきますが、今の御答弁のように、選挙法全般を再検討する必要があるというところは、私もそう思つておられます。しかし、少くとも、現在の事前運動の状況にかんがみて、これだけは必要だというふうなものがあると思つておられます。それは、現行法におきましては、公職の候補者等の寄付の禁止、それから公職の候補者等の関係会社等の寄付の禁止、こういうものが百九十九条の二、三にございまして、これ等の関係において、私どもは、いわゆる後援団体、何々後援会、こういうものの寄付をこれと同列に禁止する必要があると思つておられます。候補者または候補者にならうとする者が、取締役、監査役、理事、代表者等の地位にある会社は、その者の名前を表示したり類推されるような方法で選挙区内にある者に対して寄付をしてはいかぬ、こういう制限をしたのはこの前の改正です。これは實際例がたくさんございまして、何々株式会社社長(島上善五郎)と呼ぶ者あり、松沢雄蔵とでかく書いて、これは、松沢君がそばでやじつておられるから、かりに名前を借りましたが、そうして葬儀屋にあらかじめ契約して全部花輪をやる、支払いは会社がやる、名前はその候補者にならうとする者の名前をでかく書いて宣伝する、その他そういう目に見える方法が行われておるといふ事例がございまして、これは自民党の鍛冶良作君が熱心に主張して改正した。私もこれは必要だと思つた。ところが、今日、後援会の名前ですること何れ差しつかえない。そのため、後援会の名でもつて、ものすごい寄付が行われておる。まあ名前をあげるのにはこの際遠慮しておきますけれども、東京にあります。自民党の候補者に予定されている人が、社会党



の集会にまで、何々後援会の者でございませうと、金一封を持ってきてい  
る。婦人会、青年会、花見、何々、  
あらゆるところに全部寄付をしてい  
る。現行法によれば、これは差しつか  
えない。すでにその人は二十万円で使  
たといわれている。その人の後援会の  
事務所に行けば、事務所の裏には、自  
由民主党公認衆議院議員候補者〇〇と  
選挙のポスターを作って、すでに張っ  
てある。これも、現行法では、外に張  
らなければ差しつかえない。そういう  
弊害が現に一再にとどまらぬ。方々に  
あるのです。そうだとしますならば、  
この法律とのバランスの上から考  
えても、候補者が寄付ができない。候  
補者が関係している会社の名前で、社  
長あるいは理事という名前で出して  
も、寄付はいけない。しかるに、後援  
会は、大つぱらに、その立とうとする  
者の名前を冠している。幾ら寄付して  
も差しつかえない。こういうような弊  
害は、少くとも最小限——もう今言っ  
たのでは間に合わぬかもしれぬ。もうじ  
き選挙ですから間に合わぬかもしれぬ  
けれども、最小限する必要があると思  
う。社会党の改正案に対して長官も賛  
成して下さるに違いないし、自民党の  
良識ある皆様も賛成して下さるに違  
ないと期待しておりますが、長官は、  
そういうような現行法との関係を考  
えましても、また現在行われておる実態  
に徴しましても、そういう改正を必要  
とお考えにならぬかどうか。この点  
をお伺いしておきます。

かむずかしいところでございまして、  
私は取締りの制限は全体を通じて一つ  
見直してみたい。どうもどこか一つを  
いじりましても、それですぐ——と同  
時に、また選挙の規定というのは非常  
に限界まで予想しないような事態が起  
るものでございますから、それらにつ  
いては、よほど周到に、私は全部取締  
り法規を通じて見直してみたいと思っ  
ております。

○南委員長 本日はこの程度にし、来  
たる八日火曜日午前十時理事会、引き  
続き委員会を開催いたします。

本日はこれにて散会いたします。  
午後零時四十三分散会

○郡国務大臣 寄付の制限規定は、私  
は、どの程度に勵行されるか、またど  
の程度を限界とすべきか、どうしたな  
らば脱法を防ぎ得るか、これはなかな

昭和三十三年四月八日印刷

昭和三十三年四月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局